

議案第 5 号

長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例

上記議案を提出します。

平成 28 年 3 月 2 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律
第 34 号）の施行に伴い報告事項を追加するとともに、所要の改正を行うもの。

長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。